

戦争、動乱、暴動、騒乱、その他本クラブの責めに帰さない事象が発生した場合、本クラブの営業時間を変更、本クラブの営業の全部もしくは一部を休止または本クラブを恒久的に閉鎖することができます。

- 前項の場合、会社は、本クラブの会員に対し、原則として事前に通知するものとします。但し、やむを得ない場合においては事前の通知を省略することができます。
- 第1項の営業時間の変更、営業の休止または閉鎖により、会員または第三者に損害が発生したとしても、会社および本クラブは一切の責任を負わないものとします。
- 第1項の営業時間の変更、営業の休止により、会員の会費等の支払義務が縮減または停止されることはないものとします。但し、第8条第5項但し書きの場合を除きます。

第28条（解散）

- 会社は、前条第1項の不可抗力による場合を除き、やむを得ない事情による場合には、本クラブの会員に対し、3ヶ月前に書面によって通知することにより、本クラブを解散することができます。
- 前項の場合、会社は、会員に対する特別の補償は行わないものとします。

第29条（休会等および復帰）

- 会員は、怪我、疾病等のやむを得ない事由により本クラブを1ヶ月以上利用できない場合で、利用する施設が休会または休室（以下「休会等」といいます。）の制度を設けているときに限り、休会等の手続きを行うことができるものとします。
- 会員は、翌月から休会等の制度を適用する場合は、本クラブが別に定めた期日までにその旨を本クラブに申し出るとともに、本クラブ所定の手続きを行わなければなりません。なお、本クラブが別に定めた期日を過ぎてから申し出た場合は、翌々月からの適用となるものとし、これにつき、会員は異議を申し立てないものとします。
- 休会等の制度は1ヶ月単位、最大6ヶ月の期間内で適用するものとし、休会制度を適用した会員は、本クラブが別に定める休会料を支払うものとします。
- 休会等の制度を適用した会員が、第31条に規定するキャンペーンにおいて入会した会員である場合は、同条第2項および第3項に定める制限を受けるものとします。また、本クラブが別に定める併用割引等の会員継続を前提とする特典を受けている場合は、その特典は消滅するものとします。
- 休会の制度を適用した会員は、申請時に指定した期間の満了後、休会の制度適用前と同様の契約内容で自動的に復帰するものとし、その場合、復帰した月から会費等を支払うものとします。
- 休室の制度を適用したスクール会員は、申請時に指定した期間の満了後、指定したクラスで自動的に復帰するものとします。
- 休室の制度を適用したスクール会員が、申請時に指定した期間の途中で復帰する場合または期間満了後に自動復帰する場合いずれにおいても、本クラブは、定員の都合により、当該スクール会員が申請時に指定したクラスに復帰することを保証するものではありません。
- 会員は、当初申請した休会等の期間満了の翌月以降も休会等を延長する場合は、本クラブが別に定めた期日までにその旨を本クラブに申し出るとともに、本クラブ所定の手続きを行わなければなりません。なお、本クラブが別に定めた期日を過ぎてから申し出た場合は、翌々月からの適用となるものとし、これにつき、会員は異議を申し立てないものとします。

第30条（退会）

- 会員が本クラブの退会を希望する場合は、本クラブが別に定めた期日（以下「退会届出期日」といいます。）までにその旨を本クラブに申し出るとともに、本クラブ所定の退会届（電磁的方法によるものを含む。以下同じ。）を提出しなければなりません。
- 前項の退会届は、本クラブにおいて、会員本人または本人からの正式な委任状を持参した第三者によって直接届け出なければならないものとし、本クラブはいかなる場合も、本人からの正式な委任状を持たない第三者による届出または電話、メール等による届出を受け付けないものとします。
- 退会は月の途中で行うことができず、退会届出期日までに退会を届け出た場合は、最短で翌月1日からの退会となるものとします。
- 前項の場合、会員は、退会届を提出した当月までの会費等を支払うものとし、翌月以降の会費等は免除されるものとします。なお、会費等の未納がある場合は、退会届の提出までに完納しなければなりません。
- 会員は、退会届出期日を厳守しなければならないものとし、当該期日を過ぎてから退会を申し出た場合は、翌々月の1日からの退会となるものとします。その場合、会員は翌月分の会費等を全額支払わなければならないものとし、会員は異議を申し立てないものとします。
- 退会を希望する会員が、次条に規定するキャンペーンにおいて入会した会員である場合は、同条第2項および第3項に定める制限を受けるものとします。また、本クラブが別に定める併用割引等の会員継続を前提とする特典を受けている場合は、その特典は消滅するものとします。

第31条（キャンペーン特典での入会の注意点）

- キャンペーン特典とは、入会時における、会費等の値引き、その他商品の供与等の特典を指します。
- 入会時のキャンペーン特典は、6ヶ月以上継続して利用することを適用条件とするものとし、キャンペーン特典を適用した会員は、本クラブがキャンペーンごとに定める条件を遵守しなければならないものとします。
- キャンペーン特典を適用して入会した会員が、6ヶ月以上の継続利用を満たさずに会員種別の変更、休会等、退会をする場合は、キャンペーン特典による値引き分（正規料金との差額）を支払わなければならないものとします。

第32条（賠償責任）

- 会員は、自己の責任において本クラブの施設等を利用するものとし、次の各号に掲げる事由により会員が受けた損害に対して、会社および本クラブはその損害賠償の責を一切負わないものとします。

- ①第16条に規定する禁止行為をした場合
 - ②本クラブの指定または指導以外の利用方法で施設等を利用した場合
 - ③施設利用者間の喧嘩または口論等のトラブル
 - ④その他本クラブの責めに帰さない事由
- 会員は、本クラブの施設等を利用中に自己の責めに帰すべき事由により、本クラブ、本クラブのスタッフ、本クラブの施設等、他の会員または第三者に損害を与えた場合には、速やかにその賠償の責を負うものとします。
 - 本クラブは、会員が施設等の利用に際して生じた負傷、発病、盗難、紛失については、本クラブの責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切その損害賠償の責を負わないものとします。
 - 第1項第3号のトラブルが発生した場合、その損害の有無にかかわらず、本クラブは一切関与しないものとし、当該会員は本クラブに対し相手方との仲介、調停等を求めてはならないものとします。

第33条（遺失物の取扱い）

- 本クラブは、本クラブの施設内において、忘れ物、落し物等（以下「遺失物」といいます。）を拾得した場合は、会社の定める諸規程に基づき適切に取り扱うものとします。
- 会員は、本クラブの施設内において、遺失物を拾得した場合は、本クラブに届け出る義務を負うものとします。

第34条（個人情報の取扱い）

- 会社は、会員が提供した会員情報のうち、会員の個人情報（個人情報保護関連法で定められた個人情報をいいます。）を、本規約、会社が別途定める『個人情報保護方針』および個人情報保護関連法にしたがって適正に管理します。
- 会社は、会員から預かった個人情報を、会員の本人確認、会社または本クラブからの各種連絡・案内の送付（電子メールおよび郵送のいずれも含みます。）、会員からの質問に対する回答の送付（電子メールおよび郵送のいずれも含みます。）、および本クラブの利用料金等の請求に利用します。
- 会社は、次のいずれかに該当する場合を除き、個人情報を第三者に開示しません。
 - ①会員本人の同意がある場合
 - ②会員が希望するサービスを行うため、または利用目的の達成のために会社が業務を委託する業者に対して開示する場合
 - ③法令に基づき開示することが必要である場合
- 会員が本人の個人情報の照会・修正・削除等を希望する場合には、会社は、本人であることを確認の上、合理的な期間および範囲において対応します。

第35条（本規約等の改定）

- 会社は、本規約等その他本クラブの運営、管理に関する事項を必要に応じて改定することができ、その効力は全ての施設利用者 に及ぶものとします。
- 本規約の改定のうち、会員にとって重要な改定については、改定後の規約の効力発生 の1ヶ月前までに、会員に対し、書面（電磁的方法によるものを含む。）により通知するものとします。但し、当該変更は本契約の目的に反せず、かつ変更の必要性、相当性を有し、また合理的な変更であるもの に限ります。

第36条（会員への通知）

本クラブに関する会員への通知については、事前に本クラブ所定の場所に掲示する方法により行うものとします。但し、本規約で別途定める場合のほか、会費の改定、営業日等の変更、その他重要な変更については、1ヶ月前までに、会員に対し、書面（電磁的方法によるものを含む。）により通知するものとします。

第37条（通知の効力）

- 会社または本クラブは、会員宛てに文書等（電磁的方法によるものを含む。）の通知を発信する場合は、会員から提出された最新の会員情報をもとに発信するものとし、その効力は、当該会員情報に含まれる住所もしくはメールアドレスへの到達または会社がウェブサイト上で提供する会員専用マイページへの掲載をもって発生するものとします。
- 前項の規定にかかわらず、最新の会員情報に含まれる住所もしくはメールアドレスに発信された時点において当該会員情報が最新のものでなかった場合に限り、当該通知の発信をもってその効力が発生するものとします。

第38条（正本）

会社は、必要に応じ、本規約を外国語に翻訳し、日本語と外国語との対訳形式で本規約を発行することができるものとします。但し、外国語との対訳形式による規約において、日本語による規約と外国語による規約に不一致がある場合は、日本語版を正本とします。

附則

本規約は2023年2月21日より発効します。

会 員 規 約

スポーツクラブ NAS 株式会社

